

## 「小浜市協働のまちづくり基本指針（ガイドライン）」に関するパブリックコメント意見募集結果

小浜市企画部 市民協働課

○意見の募集期間 平成24年2月10日～29日

○意見提出数 22件

### 《計画の目的・趣旨》

本市においては、今後10年間のまちづくりの指針である、「第5次小浜市総合計画」において、めざす将来像を、『「夢、無限大」感動おばま』、～自然と文化が織りなす地域力結集プラン～とし、地域力を結集した協働のまちづくりに取り組むこととしています。

このため、協働の意義や必要性、あり方、進め方などに対する理解を深めるとともに、共通認識をもって協働を具体的に進めていくための指針を策定します。

◆「小浜市協働のまちづくり基本指針（ガイドライン）」に関するもの

番号	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>施策や事業名にカタカナ造語が目につく。カタカナが多すぎると、事業名等で類似した感があり、その特色も区別できない。</p> <p>言葉遊びのように造語があふれていることで、高齢者は役所が遠く感じているのではないか。美しい表現や漢字文化を伝承していく一方で、カタカナを多用することで、施策立案者にスマートさや斬新さを売り物にしたい意図があれば、直ちに是正していただきたい。</p> <p>大きな潮流に逆行していくことは大変であり、漢字では表現しづらくカタカナがぴったりの場合も皆無ではないが、行政職と教育職間で人事交流を図り、このような検討を専門家で進めていくべきである。</p>	<p>国、県の施策や事業名に使われているものは、どうしても使わざるを得ない面もあります。</p> <p>しかしながら、ご指摘にあるような、施策立案者がスマートさや斬新さだけを売り物にしたい理由で使われるとしたら問題があると考えます。</p> <p>住民の皆様からは「より分かりやすい表現」が求められていますが、正しい日本語使用という基本的なことを再確認し、専門家の指導も受けながら、分かりやすい言葉を使うよう努めてまいります。</p>
2	<p>計画の中で「協働」がいたるところに出てくるが、協働の「体制づくり」の文言が見つからない。「体制づくり」から即座にやるべきで、いきなり仕事を任すのは危険である。</p> <p>年度末になって事業がうまくいかなかったとも言えず、決算期が来れば精算もされるし、業務不履行は認められない。進行管理ができず、時間切OKの状況にはなっていないか。</p>	<p>基本指針（案）においては、協働の「体制づくり」という文言を使用していませんが、協働のまちづくりを進めていくうえで、「体制づくり」は不可欠であると考えています。</p> <p>このため、基本指針（案）18頁『第4章「協働」を推進するために1 協働の推進方策』で、意識改革と人材育成、推進体制の整備・充実、協働を推進するための環境づくりなど、協働を推進するための「体制づくり」のさまざまな取組みを記述しています。</p> <p>なお、協働事業を具体的に進めるにあたっては、17頁『第3章 「協働」の基本的な考え方5 協働事業の進め方（プロセス）』に基づき、進めていきたいと考えます。</p>
3	<p>委託団体への行政からの出向もいいが、民間から行政へ研修に来てもらったかどうか。気運の醸成や人材育成なども「体制づくり」の一環となるのではないか。</p> <p>いきなり事業委託や補助金交付では、時期尚早の団体も多いと</p>	<p>今後は、基本指針（案）19頁『第4章「協働」を推進するために1 協働の推進方策（1）意識改革と人材育成』に基づき、まちづくりリーダーを育成するための研修会等を実施します。</p>

	<p>思う。現状なら、行政主導になってしまうのも無理がない。</p>	
4	<p>今後、市民が主体となった個性的・魅力的なまちづくりを進めるうえで、行政とNPOなどとの協働は不可欠である。NPOを立ち上げて、最初から活動ができるわけではない。</p> <p>行政から提供される活動拠点と行政のボランティアセンターとは、運営面で一線を画すべき、市民活動センターとWACとが同居しているような実態は市民にはわかりづらいと思う。</p>	<p>ボランティア・市民活動交流センターは、ボランティア活動をはじめとする市民活動の健全な発展と交流の促進を図るため、平成16年3月に設置しました。</p> <p>現在、市では、本センターの所長である市民協働課長を含めた職員3名と嘱託職員1名でセンターの運営、管理を行っていますが、市民活動団体等相互のネットワークの構築や交流、市民活動団体等の支援などについては、平成18年8月に設立されたNPO法人「WACおばま」に協力をいただいています。</p> <p>本指針（案）7頁『第2章「協働」の歩みと課題2協働のまちづくりの推進に向けての課題』にも記述させていただきましたが、本センターのボランティア拠点としてのあり方や運営が課題となっています。</p> <p>このため、今後、基本指針（案）21頁『第4章「協働」を推進するために1協働の推進方策（4）協働を推進するための環境づくり』に基づき、中間支援組織のような市民と行政とのコーディネートができる組織体制の整備を検討する中で、市民にわかりやすいセンターづくりに努めていきます。</p>
5	<p>社協で登録されている福祉ボランティアと市ボランティアセンターで登録されている団体との棲み分けをきちんとするか、どちらかに一本化すべきである。</p>	<p>現在、ボランティア・市民活動交流センターの登録団体が22団体、市社会福祉協議会の登録活動団体が22団体、合計44団体（一部重複し登録）が福祉分野をはじめ、子育て支援、子どもの健全育成、まちづくりなど、さまざまな分野の活動に取り組んでいますが、あえて、それぞれの登録団体を一本化する必然性が高いとは考えていません。</p> <p>今後、基本指針（案）21頁『第4章「協働」を推進するために1協働の推進方策（4）協働を推進するための環境づくり』に基づき、それぞれ登録された団体が一堂に会し、意見交換できる場を設定するとともに、未登録で活動している市民活動団</p>

		体等も多くあることから、市民活動団体等の実態把握に努めます。
6	市民活動のスペースは、行政の管理上もあるが、少なくとも休日は無料開放すべき、できれば夜間も活動できればベストである。空き事業所などの活用もできるのではないか。	現在、ボランティア・市民活動交流センターでは、休日および夜間について、無料開放しています。 今後は、他の公共施設も含め、市民活動団体等が利用しやすい環境づくりについて検討します。
7	NPOなどの活動成果の検証については、行政が行うものと決めつけず、事業委託などの完了検査などとは切り離して考えていくことが重要だと思う。	市民活動団体等の活動成果の検証や評価については、基本指針（案）17頁『第3章「協働」の基本的な考え方5協働事業の進め方（プロセス）』に基づき、行政と市民活動団体等それぞれが行うこととしています。 また、それぞれの検証や評価結果に基づき、意見交換を行い、事業成果や課題を共有し、事業の改善に活かしていきたいと考えています。 さらに、協働事業の評価については、ホームページなどを活用し、広く市民に公開していくこととしています。
8	計画の26頁に「市民活動団体等は、制度的な枠組や公平性にとらわれず、自主的に事業を実施することができます。大規模災害時などにおいて、これら機動性を有する市民活動団体と協働することで、迅速な対応を行うことができます。」とあるが、災害ボランティアで特に注意すべき点は、災害が終わってからの市民が容易にできる活動でなければならない。 専門組織の後方支援でいい。一義的な災害への活動は自衛隊や消防団が行うのが妥当、ボランティアが障害になることもある。	「災害ボランティアで特に注意すべき点は、災害が終わってからの市民が容易にできる活動でなければならない」というご意見を踏まえ、基本指針（案）26頁『資料編 協働にふさわしい事業』7機動性が求められる事業の災害ボランティア活動の取組み例について、 <b>「災害時における避難所の運営や避難物資の配布などの災害時ならびにその後の生活における後方支援的な被災者支援ほか」</b> に修正します。
9	計画27頁のNPO法人わくわくくらぶ・あそびの家共同保育園・三びきのこぶた保育園が協働相手となる事業委託で、「子育て家庭の経済的、精神的不安を軽減するとともに、安心して働け	基本指針（案）27頁『資料編 協働事業事例集』については、協働形態の一つである事業委託の事例を記述しています。 すみずみ子育てサポート事業の概要について、「その団体に

	<p>る環境づくりを行うため、保護者の通院、冠婚葬祭や学校行事などの参加により、一時的な保育が必要な場合に利用料金の助成を行う。」とあるが、NPOへの助成が協働でなく、「その団体に対し、平時から活動しやすいように支援していくことこそ協働体制づくりだ。」と表現するのが適切と思う。</p> <p>計画中にある協働は、委託料を対価として支払っていることがイコール協働という意味しか理解できない。</p> <p>団体育成のためにも実績検証は厳正に行い、安易に金銭的な助成に済ませてはいけないと思う。</p> <p>また、NPOの認証・活動状況について、県からも随時必要な情報を得るべきだと思う。</p>	<p>対して平時から活動しやすいように支援していくことこそ協働体制づくりだ。」と表現するのが適切であるのご意見は、本事業のみならず、協働を進めるうえで、全ての事業に言えることであると考えます。</p> <p>協働を進めるうえで、必要不可欠なことでありますが、本事業の説明としては、より具体的な記述による表現がふさわしいと考えます。</p> <p>しかしながら、「委託料を対価として支払っていることがイコール協働という意味しか理解できない」というご意見を踏まえ、</p> <p><b>「家庭の経済的、精神的不安を軽減するとともに、安心して働ける環境づくりを行うため、保護者の通院、冠婚葬祭などに伴う一時的な保育支援サービスなどについて、きめ細かで柔軟なサービスの提供が可能な市民活動団体等に事業を委託する。」に修正します。</b></p> <p>また、委託料の実績検証について、市民活動団体等の育成の観点からも厳正に行いたいと考えます。</p> <p>今後は、市民活動団体等の認証・活動状況について、県からも随時必要な情報を得ていきたいと考えます。</p>
10	<p>協働の形態として「事業委託」「物的支援」「実行委員会・補助」などが列挙されているが、形態そのものは業務を団体に依頼し、対価を支払うパターンと考えられ、パターンそのものは協働そのものを意味するものではない。</p> <p>すでに協働関係にあるのなら、平常時から行政との対等で良好な位置関係とパートナーシップがあるべき。</p>	<p>基本指針（案）10頁『第3章「協働」の基本的な考え方3協働の形態』に記述しています「事業委託」「物的支援」「補助」などは、協働の形態の一つであります。</p> <p>基本指針（案）1頁『第1章「協働」とは1協働とは』で、本市では、「協働」とは、将来の夢に向かって、わたしたちの小浜をよくするため、市民・団体・事業者・行政が対等な立場で、互いに知恵や力を出し、責任を共有しながら、協力して活動することと定義しています。</p> <p>ご意見のとおり、平常時からの行政と市民活動団体等とのパ</p>

		ートナーシップ（対等、自立、責任、信頼という関係）の構築に努めます。
11	<p>協働のまちづくりには賛同する。年度ごとの数値目標があればいいが、一般事業とは性格が違い、ちょっと難しい気もする。</p> <p>計画を見ていると協働の体制づくりは、できないよりはできるに越したことはないといった程度である気がする。</p> <p>本来ならこの体制づくりにこそ全力をかけるべき、各団体への事業委託などの助成金積算に見合う目標設定・管理は容易であるが、金額で出しづらい「市民の気概」をなんとか目標数値として設定できればいいのだが。</p>	<p>ご意見のとおり、基本指針（案）では、年度ごとの数値目標の設定をしていません。</p> <p>基本指針は、総合計画に基づいて、今後の協働の進め方の方向付けを行うものであり、年度ごとの数値目標を設定するものではないと考えます。</p> <p>しかしながら、今後、随時基本指針を検証していく中で、「市民の気概」についても検討していきたいと考えます。</p>
12	<p>いま取り組まれている協働の一環としての助成事業などは、過去から見れば飛躍的な進歩ではあるが、今一步飛躍し、小浜市が先導切ってNPOが事業選定できる余地のある、いわばNPOが予算も含めたまちづくり立案を行政や議会にできるようなシステムができるような行政の支援はどうか。事例は鳥取県の町にある。</p> <p>協働といっても今はやはり行政主導である、この検討こそを市民と行政の協働体制づくりとして始めるべき、形だけ完成した協働よりもそのプロセスに意味があるのではないか。</p>	<p>ご意見のとおり、協働のまちづくりの先進事例等の調査・研究は大切であると考えています。</p> <p>具体的には、先進地から講師を招聘し、講演会やシンポジウムなどを開催することも検討します。</p>

13	<p>寺社に協力願ひ、演奏家の招へいによる芸術鑑賞や若者を対象とした寺子屋の再現事業ができないか。</p>	<p>平成13年度から「海のシルクロード音楽祭」と銘打ち、市民実行委員会との協働で、お寺での演奏会を毎年、継続開催しています。</p> <p>現在、各公民館において、生涯学習講座の開催や青少年の健全育成に努めています。</p> <p>また、地区活動として子どもたちを対象に、お寺で座禅や紙芝居、かるた教室が行われているところもあります。今後、寺社等の協力もいただき特色ある講座等の開催についても検討していきます。</p>
14	<p>「協働のまちづくり」は進めてほしいし、進めるべき。『協働』とは、「コミュニケーション」＋「コラボレーション」と考える。「協働のまちづくり」を進めていくためには、相手の立場に立って会話をすることが大事であり、市は、住民とコミュニケーションをする方法を考えてほしい。</p> <p>「協働」の考え方を広げるためには、基本指針という文章だけでは市民はなかなか理解しづらい。市民にわかりやすく、理解しやすい方法で説明する工夫が必要と思う。</p> <p>市役所の職員自身が、『協働』についてしっかり理解して取り組んでほしい。</p>	<p>ご意見のとおり、「協働のまちづくり」を進めていくうえで、市民活動団体等と行政とのコミュニケーションは大切であり、基本指針（案）20頁『第4章の「協働」の基本的な考え方1 協働推進方策（4）協働を推進するための環境づくり』に基づき、市民活動団体等との交流・意見交換の場を設定したいと考えています。</p> <p>また、基本指針（案）19頁『第4章「協働」の基本的な考え方1 協働推進方策（1）意識改革と人材育成』に基づき、市民、職員への協働の意識啓発を図るため、市民への協働のまちづくりの周知および職員を対象とした研修会を開催したいと考えています。</p> <p>特に、平成24年度においては、市民の皆さまに協働の実例なども紹介しながら、基本指針をわかりやすく説明し、理解を得てまちづくりに参画していただくための説明会や講演会などを開催するほか、出前講座等を活用し、協働の正しい理解と普及に努めたいと考えています。</p> <p>併せて、職員の協働の意識啓発を図るため、市民活動や協働に関する職員研修会を開催し、さらなる職員の意識改革・高揚を図れるよう努めていきたいと考えます。</p>

15	<p>協働が求められる背景と必要性の中で、全国的に、地域の課題等について、自ら取り組もうとする市民活動団体等の高まりがあったのでは。</p>	<p>協働は、古くは、介護や子育てなど、家庭内で解決することが困難な場合は、地域の相互扶助の中で、地域社会が対応すべき「公共」の問題として、あるいは、地縁団体と行政といった形で、いわゆる「協働」が行われてきた。</p> <p>しかしながら、都市化の進展とともに、地方公共団体などが地域に代わり、こうしたサービスを提供してきましたが、公平性と平等性が求められることもあり、個人の多様なニーズや質の追求にきめ細かく対応することには自ずと限界がありました</p> <p>このような中、平成7年の阪神・淡路大震災を契機として、地域全体の自律（他からの支配・制約を受けずに、自分自身で立てた規範に従って行動すること）と連帯が不可欠であるという認識が広がり、市民が行政とともに地域の問題解決に向けて取り組む「協働」の意義が再確認されました。</p> <p>その後、平成10年の特定非営利活動促進法の公布により、NPOが注目され、協働のまちづくりが一層波及することとなりました。</p> <p>ご意見のとおり、全国的には、地域の課題等について、自ら取り組もうとする市民活動団体等の高まりがありました。</p> <p>このため、基本指針（案）2頁『第1章「協働」とは2「協働」が求められる背景と必要性(3)求められる「協働」のまちづくり』について、</p> <p><b><u>「行政だけのまちづくりには限界があり、また、市民のまちづくりに対する関心も年々高まっているため、今後は、市民・団体・事業者・行政が「協働」の観点に立って、それぞれの特性を活かした個性溢れる魅力あるまちづくりを実現することが求められています。</u></b></p> <p><b><u>とりわけ、本市においては、脈々と受け継がれた自然・歴史・</u></b></p>
----	--	--

		文化などの地域資源を活用し、「協働」のまちづくりを進めていきます。」に修正します。
--	--	---

◆「小浜市協働のまちづくり基本指針（ガイドライン）」パブリックコメント以外に関するもの

番号	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>工事発注に関し、入札情報の提供方法は、「福井県」に準じた市町がかなりあるが、小浜市はそのグループに入っていない。</p> <p>設計書閲覧などで発注者・業者とも省力化や経費節減につながると考えられる、談合防止からも県に準ずるべきであると思う。</p>	<p>福井県の入札情報サービスシステムが平成26年に更新されることに合わせて、小浜市も共同運用させていただく方向で検討しています。</p>
2	<p>エネルギー源の問題であるが、原発事故で電気がストップすれば、ガスか灯油に頼るしかないが、灯油ボイラーでもリモートコントロールによるスイッチなど機能させるには電気が必要、シャワー式トイレも操作パネルには電源が必要である。</p> <p>非常用に小型発電機の家庭や小規模事業所などへの配備を行政や電力会社とで何とかできないか。発電機が準備できても電源接続が必要であり改修も必要となるが、協働体制づくりの好機ではないか。</p>	<p>災害発生時における停電などの電力の供給停止は、直接生命に脅威となるものではないことから、各家庭等に個別に発電機を配備することは大変困難であると考えます</p> <p>発電機などの非常用備品については、各家庭等での準備をお願いしたいと考えます。</p>

<p>3</p>	<p>おばま観光局はどうあるべきか。紙上では「観光協会との違いが打ち出せないままにある。」とのことである。市での位置付けは、民間団体で、市も一部出資し、官民共同体のようであるが、私には役所の出先ように見え、少なくともNPOや第三セクターには見えない。</p> <p>それは協働体制づくりができていないからである。市は、行政が行ってきた業務を団体に助成することで事業委託などしている。ノウハウができている団体ならいいが、現段階では大半の団体に無理があると思う。</p>	<p>株式会社まちづくり小浜「おばま観光局」と「若狭おばま観光協会」それぞれの役割につきましては、両者と密接な関係を持つ小浜市も含め検討していました。</p> <p>それぞれの基本的な役割を一言で言いますと、「観光協会」は市外等へのPRなど誘客事業に取り組み、観光客を小浜へ呼び込む役割を担い、「おばま観光局」は呼び込まれた観光客に対して体験観光プランやもてなしプラン等を提供することで、観光客の消費を促し地域経済・産業の活性化を図る役割を担います。</p> <p>両者の役割に対し、小浜市は支援するとともに、観光基盤の整備や維持管理等の役割を担います。</p> <p>こうした役割を市民・団体・事業者の皆さまにもご理解いただき、オール小浜体制で観光を切り口とした地域経済・産業の活性化を促進していきます。</p>
----------	---	---

4	<p>市庁舎や議事堂など児童にできるだけ見学させたらどうか。 できれば体験議会などがあれば勉強になり、幼児童・生徒たちと市長・議員などとの交流があってもよいと思う。</p>	<p>市庁舎の見学については、これまでもたくさんの児童が見学に来られています。</p> <p>小学校の授業の一環としての見学が多いようで、依頼があれば対応させていただいています。</p> <p>また、小浜市の将来を担う児童生徒の皆さんが、議会やまちづくりに興味を持っていただくことは、大変有意義な取り組みと思います。</p> <p>議会で行う本会議や委員会などの会議は、年齢に関係なく原則、傍聴ができるようになっていきますので、会議の運営に支障を来さない限り、子どもも含めて傍聴（見学）は可能と考えられます。</p> <p>実際に、社会勉強の一環として、小学校を中心に議場見学を、過去には本会議の傍聴にも来ていただいています。</p> <p>また、直接会議の傍聴ができなくても、本会議のテレビ中継やインターネットでの録画配信なども行っていますので、そちらも活用いただければ大変ありがたいと思います。</p> <p>議会では、議会改革の一環として、市民本位の議会のあり方や議会活動を規定する「議会基本条例」の制定をめざして検討中です。</p> <p>その中で、まだ試行ではありますが、議会が市民の方々へ直接報告をしたり、意見交換を行う「議会報告会」を実施するなど、議会や行政情報を積極的に公開し、市民の皆様のご意見を市政に反映させることができる仕組みづくりにも努めているところです。</p> <p>今後につきましても、このたびいただいた貴重なご意見を参考に検討し、取り組んでまいりたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。</p>
---	--	--

5	<p>各地域で自主防災会組織の立ち上げを市が推奨していますが、現状はどうか。</p>	<p>自主防災組織については、平成17年から自主防災組織の結成を各集落(行政区)にお願いしてきました。平成24年2月現在、行政区単位で、69団体(47%)の組織が市に登録されています。</p> <p>また、登録はされていませんが、自主防災組織と同様の活動をされている組織が25団体あります。</p> <p>今後も組織の結成と登録を呼び掛けていきたいと考えます。</p>
6	<p>旧旭座の活用再生事業は素晴らしいことだと思う。防災のため、必要最低限の改修はやむを得ないが、移築や規模拡大は賛成できない。NPO等の指定管理者を視野に入れ、検討いただきたいと思う。</p>	<p>旧旭座は、貴重な文化遺産であることを認識し、市では保存活用するため、検討しています。</p> <p>保存および活用の方策については、市民のみなさまおよび市議会の意見をお聞かせいただき、検討していきたいと考えます。</p>
7	<p>NPOへ寄付金などの財源が集まりやすいよう行政で寄付金の減税など広報できないか。</p> <p>外国では広域的なごみ処理を民間団体が経営している例があったが、宗教団体などでも人材育成活動などできないか。</p> <p>小浜にはお寺がたくさんあり、芸術活動、庭園仏像の公開でもいい、単なる観光という意味ではない。仏教会などとの連携もあっていいと思う。</p>	<p>市民活動団体等の活動促進を図る観点から、平成23年分所得税から適用されている認定NPO法人へ寄付した場合の寄付控除に合わせ、今後、寄付控除が個人住民税の対象となった時点で、市政広報や市ホームページ等を活用して、広くPRしていきたいと考えます。</p> <p>また、基本指針(案)13頁『第3章「協働」の基本的な考え方 4 協働の担い手(パートナー)』で記述しましたとおり、学校法人、社団法人および宗教法人等の公益法人などが公益活動を行う場合、協働事業の担い手(相手先)となります。</p> <p>今後は、独自の専門性やノウハウを有する公益法人などとも連携しながら、協働のまちづくりを進めていきたいと考えます。</p>